

日田市清掃センター最終処分場延命化調査業務

仕 様 書

令和8年6月

日田市

第1章 総則

第1節 業務の目的

日田市（以下、「本市」という。）が保有する現最終処分場（以下「既設処分場」という。）の埋立可能容量が、10年未満と見込まれている。

本業務は、持続可能な廃棄物処理体制を確立するため、既設処分場の延命化に向けた基本方針を策定するとともに、これに基づく工事発注に供する設計図書を作成することを目的とする。

検討にあたっては、現地測量および施設診断の結果を踏まえ、埋立地の嵩上げ等に関する実施設計を取りまとめる。また、浸出水処理施設の整備は、性能発注方式などの発注方法を検討し、適切な発注仕様書の作成を行う。

第2節 委託業務名

日田市清掃センター最終処分場延命化調査業務

第3節 履行場所

大分県日田市大山町東大山 6-3

第4節 委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月29日

第5節 手続き上必要な書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、次の必要書類を提出しなければならない。

- (1) 管理技術者及び照査技術者届（経歴書・資格証の写しを添付）
- (2) 業務工程表
- (3) 業務完成通知書
- (4) 業務完了引渡書
- (5) 請求書
- (6) その他本市が指示する書類

第6節 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従って行わなければならない。特別な仕様については、本市と協議して定めるものとする。但し、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の遂行に必要な事項は本業務に含むものとする。

第7節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 環境関連法令、同施行令、同施行規則
- (3) 大分県及び本市の定める条例及び規則
- (4) その他関係諸法令、通達、通知等

第8節 中立性の保守

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

第9節 業務計画

受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出し、本市の承諾を受けなければならない。実施計画書には、下記に示す事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 実施体制図
- (3) 業務実施担当者一覧
- (4) その他指示する事項

第10節 打合せ及び議事録

受託者は、業務着手時及び履行期間中に必要に応じて打合せ協議を行い、打合せ及び協議の都度、その内容を記録した打合せ議事録を本市に提出し、承認を受けなければならない。

第11節 資料の貸与と返却

本市は、本業務の遂行上必要な資料を有している場合には受託者に貸与する。受託者は、貸与を受けた場合には貸与を受けた資料のリストを提出するとともに、本市が指定する期日までに資料を返却しなければならない。

第12節 検査

受託者は、業務完了後、所定の手続きを経て検査を受けるものとし、本市の検査合格をもって引渡しとする。

第13節 疑義の解釈

本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、本市と受託者の協議によるものとする。但し、業務遂行上必要と認められる軽微な事項については、受託者の費用及び責任

において実施するものとする。

第14節 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、必要に応じて関係機関と十分協議の上で進めること。
- (2) 本業務に係る成果品の著作権は、本市に無償で譲渡すること。
- (3) 受託者は、成果品の納入後であってもその不備が発見された時は、速やかに受託者の費用を持って訂正すること。
- (4) 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合には、本市に承諾を得たうえで迅速に対応すること。
- (5) 受託者が関係する官公庁等から交渉を受けた時には、遅滞なくその旨を本市に申し出て協議すること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行により知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。本業務が終了した後、本市からの問い合わせについては、誠実に対応すること。
- (7) 受託者は、本業務の引渡しを終了した場合であっても、委託者から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。

第15節 立入りの制限

受託者は、調査に際して現場や他人の所有する土地に立ち入る場合、本市の許可を得なければならない。

第16節 成果品

成果品については、本市の検査を受け合格しなければならない。合格した全部の成果品を引渡した時点の本業務の完了とする。なお、本業務の成果品とその提出部数は次のとおりとする。

- (1) 日田市清掃センター最終処分場延命化調査業務報告書 A 4 版製本 30部
- (2) 上記の概要版 A 4 版製本 50部
- (3) 埋立現況地形図(縮尺 1 / 5 0 0、CADデータおよびPDF形式で各1部)
- (4) 埋立完了計画図(縮尺 1 / 5 0 0、CADデータおよびPDF形式で各1部)、斜面安定計算書(計算根拠及び結果を記載、1部)
- (5) 上記の電子データ CD-ROM 1 式

第2章 業務の内容

第1節 現地測量

現地測量は、令和3年度に実施した既往測量成果を最新の現況に基づき更新し、以下の事項を目的として実施する。

- ・埋立残余容量の算定と期間把握：既設処分場の堆積形状を正確に計測することで現在の残余容量を確定させ、将来の埋立計画の基礎となる正確な埋立可能年数を算出する。
- ・設計用現況地形図の作成：延命化対策（嵩上げ計画等）の検討および実施設計において、構造物の配置や土量計算の根拠となる現況地形図を作成する。
- ・平面測量 18,400 m²、横断測量 78.5m、縦断測量 234.5m

第2節 機能診断調査

既設処分場の長期利用が可能か否かを確認するため、機能診断調査を行う。

(1) 埋立地施設

既設処分場の各設備の維持状況を確認し、長期にわたる埋立利用が可能かを判断するために機能診断を行う。また、延命化にあたっての課題を抽出する。

(2) 浸出水処理施設

今後の施設整備方針（更新施設を含む）を立案する上での基礎調査と位置付け、浸出水処理施設の維持状況を確認し、課題等を整理する。

第3節 延命化基本計画の策定

既設処分場については、最終的な埋立完了計画図が管理されていない状況にある。

そのため、本業務では既往資料（令和3年度実施の測量設計図）と最新の現地測量結果を照合・整理した上で、既設処分場の延命化に向けた最適案を策定する。

(1) 前提条件の整理

延命化計画の立案にあたり、計画条件（ごみ質、埋立処分量、期間）、法的制約（廃掃法）、基本的な考え方等の整理を行う。

(2) 延命化対策手法の比較検討

嵩上げや埋立順序等の前提条件を満足する手法を抽出し、経済性・施工性・維持管理性の観点から比較検討を行い、最適案を選定する。

(3) 残余容量および埋立可能年数の算定

選定した最適案に基づき、覆土厚等を考慮した実効的な残余容量と埋立可能年数を算定する。

第4節 浸出水処理施設概略施設構想の策定

浸出水処理施設の施設配置、処理能力、処理方式、運転方法などについて、とりまとめを行う。

第5節 延命化対策（土木）実施設計

選定された最適案に基づき、工事発注できる詳細な図面、設計図書を作成する。

(1) 延命化完了計画図の作成

最終形状を示す平面図・断面図・構造図等の作成。

(2) 土木的安全性の検証

嵩上げ等による荷重増を考慮した法面の斜面安定計算。

(3) 施工ステップの策定

安全な埋立手順や工事施工ステップの策定。

(4) 概算工事費の算定

概算工事費の算定は、原則として最新版の下記の刊行物を用いて行うものとするが、記載のない単価は、見積書（原則2社以上）を用いるものとする。

【使用刊行物】

- ・建設物価（発行元：一般財団法人 建設物価調査会）
- ・積算資料（発行元：一般財団法人 経済調査会）

(5) 概算工事工程表の作成

工事の概算工程表の作成を行う。

(6) 工事仕様書の作成

工事仕様書の作成を行う。

第6節 浸出水処理施設発注仕様書等作成業務

浸出水処理施設の更新は、性能発注方式などの発注方法の検討と適切な発注仕様書の作成を行う。

1. 前提条件の整理

(1) 処理条件の再構築

過年度の既往資料をベースとしつつ、埋立地の延命化計画に伴う最新の流入水質予測、負荷変動、および目標処理水質を精査し、計画処理能力を設定する。

(2) 施設配置および施工エリアの検討

延命化後の全体計画に基づく新設・更新施設の配置計画を策定する。

あわせて、資機材搬入動線および工事用仮設スペースの妥当性を検討する。

(3) 付帯設備・ユーティリティの整合

受変電設備、上水、通信等の既存インフラとの接続条件や集水ピット等の運用方法を整理する。

2. 工事発注図書（発注仕様書）の作成

(1) 見積用発注仕様書の作成および見積徴収

決定した処理能力、計画流入水質、処理水質をもとに「一般廃棄物処理施設建設工事に係る発注仕様書作成の手引き、最終処分場編（公益社団法人全国都市清掃会議）」及び「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き（標準発注仕様書及びその解説）最終処分場編（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」等を参考に、見積用発注仕様書を作成し、見積徴収を行う。

(2) 見積設計図書詳細技術検討

複数社のプラントメーカーより見積用発注仕様書に従い作成・提出された見積設計図書の内容を精査・把握したうえで、発注者が標準と考える仕様を満足し得ることを確認するための技術検討を行う。また、見積書の金額精査を行い、概算工事費を算出する。

- ① 処理方式の決定
- ② 設備設計基準の検討
- ③ プラント設備検討
- ④ 建築計画検討
- ⑤ 電気設備検討
- ⑥ 概算工事費の算出
- ⑦ その他必要な検討

(3) 最終発注仕様書（案）の作成

詳細技術検討の結果を最終発注仕様書（案）に反映し、工事発注に必要な設計図書を作成する。

第7節 関係組織の運営支援

(1) 最終処分場延命化協議会（案）対応

本市が設置する最終処分場延命化協議会(案)へ出席し、技術的かつ専門的な内容について技術支援を行うこと。なお、最終処分場延命化協議会(案)は3回程度の開催を予定している。

(2) 会議資料の作成

最終処分場延命化協議会(案)で必要となる会議資料を作成する。

(3) 会議録の作成

会議内容について、要点をまとめた会議要旨を作成すること。

(4) その他対応

最終処分場延命化に関連する技術的な説明および質疑応答の対応が必要な場合、日田市からの要請に基づき説明会等へ参加すること。

第8節 関係機関協議

工事に向けて、必要と考えられる関係機関協議（補助）を行う。

第9節 報告書とりまとめ等

延命化の方法、検討過程及び結果を報告書としてとりまとめる。

なお、外部等へ説明会を開催する際に使用する報告書の概要版やイメージ図を作成する。